

指定居宅介護支援事業所「ふれあい西新井」事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西新井だいわ会が実施する指定居宅介護支援事業所ふれあい西新井（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために職員並びに事業の運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他職員（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限り、その居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。
- 2 事業の実施にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的、かつ、効率的に提供されるように中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施にあたり、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称
指定居宅介護支援事業所 ふれあい西新井
- (2) 所在地
東京都足立区西新井二丁目5番5号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（主任介護支援専門員）
1名（常勤兼務）
管理者は、介護支援専門員等の管理及び事業の運営管理を一元的に行う。
- (2) 主任介護支援専門員
1名以上(常勤専従)
主任介護支援専門員は、介護支援専門員指導育成及び指定居宅介護支援の提供に当たる。

(3) 介護支援専門員

3名以上（常勤専従）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日とする。但し、次の対象日は除く。

日曜日、祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）

(2) 営業時間

午前9時から午後5時とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。又、課題の分析についての使用する課題分析票は、MDS-HC方式、事業所独自によるアセスメントシート等を用いる。
- (2) 介護支援専門員は、地域における指定居宅サービス計画及びサービス事業者に関するサービスの内容等の情報を利用者及びその家族に提供し、サービスの選択を求めるとともに、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し、利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行う。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。
- (5) 介護支援専門員は、必要に応じ（新規・更新・区分変更等）サービス担当者会議を事業所等で開催し、担当者から専門的な意見を求める。
- (6) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすい説明を行うとともに、相談に応じる。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準

により定める。但し、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受けるに当たっては、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受け

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常実施地域は、足立区内とする。

(相談・苦情対応)

第9条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故処理)

第10条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに保険者及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(研修)

第11条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修

採用後3か月以内に1回

(2) 継続研修

年1回以上

(個人情報保護義務)

第12条 介護支援専門員等は、個人情報保護法に則り、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報を正当な理由なく、他に漏らしてはならない。

- 2 介護支援専門員等は、事業所を退職後においても、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報を正当な理由なく、他に漏らさないことを書面で確約しなければならない。

(ハラスメント対策)

第 13 条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅介護支援従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止)

第 14 条 事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の事項について措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止の為に対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員等に十分に周知する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

(事業継続計画)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこなうものとする。

(衛生管理等)

第 16 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に事項について措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員等に十分に周知する。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練（シミュレーション）を定期的実施する。

(運営細則ほか)

第 17 条 この規程に規定するもののほか、運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

2 この規程を改正する場合は、理事長の議決により行う。

附則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(改正規程の施行期日)

第 2 条 この規程は、平成 18 年 8 月 16 日から施行する。

第 3 条 この規程は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

第 4 条 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

第 5 条 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

第 6 条 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

第 7 条 この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

第 8 条 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

第 9 条 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

第 10 条 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第 11 条 この規定は、平成 30 年 4 月 9 日から施行する。

第 12 条 この規定は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

第 13 条 この規定は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

第 14 条 この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

第 15 条 この規定は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

第 16 条 この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 17 条 この規定は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

第 18 条 この規定は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

第 19 条 この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 20 条 この規定は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

第 21 条 この規定は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

第 22 条 この規定は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

第 23 条 この規定は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。